

## 1 1 . 金融・保険・証券分野

金融・保険・証券（１）	特定債権等譲受業者の許可制度の見直し【新規】		
規制の現状	<p>特定債権等譲受業は、主務大臣の許可を受けた法人でなければ営むことができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 特定債権等譲受業の許可制度を廃止し、届出制度とする。</p> <p>（理由） 特定債権譲受業を届出制とすることにより、機動的なＡＢＳの発行が可能となり、低コスト・短時間での債権流動化に資する。 債権等の流動化が普及する中、資産流動化業務の営業に際し、特定債権譲受業者に対してのみ厳格な規制を行う根拠に乏しい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第 30 条		
所 管 官 庁	経済産業省、金融庁	担当課等	商務情報政策局取引信用課 総務企画局信用課

金融・保険・証券（２）	資産の流動化に際しての信託宣言【新規】		
規制の現状	<p>自己の資産（貸付金等）について、自らを受託者として信託を設定することを「信託宣言」という。信託法第１条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義されることなどから、信託宣言は認められないと解されている。また、信託法の他の規定は信託宣言をそもそも予定していない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 兼営認可を受けた金融機関が、「資産の流動化に関する法律」で規定されている特定目的信託によって資産の流動化を行う場合について、信託宣言を許容する。</p> <p>（理由）</p> <p>(1) 信託宣言を許容することにより、兼営認可を受けた金融機関は、対象資産を自己勘定から信託勘定に移転することで、信託の設定が可能となる。これは、金融機関の不良債権処理を促進する。</p> <p>(2) 信託宣言によってローン債権等を流動化する場合、以下のようなメリットがある。</p> <p>現行制度上の信託においては、当該債権の譲渡により、金融機関別の債務者の借入残高が変動することとなる。これは、第三者から取引地位の変化と見られる可能性がある。これに対し、信託宣言によれば、金融機関がローン債権を自己勘定から信託勘定に移転するだけであるので、外形上借入残高も変化しないため、債務者の同意を得られやすい。</p> <p>債権譲渡が行われると、債務者は、債権譲受人である投資家から直接取立てを受ける可能性が生じる。これに対し、信託宣言の場合、金融機関が当該債権を自己勘定から信託勘定に移転する場合には、信託勘定が債権譲受人となるため、債務者が投資家から直接取立てを受けることはない。</p> <p>債権譲渡に伴い、債務者は、債務を弁済すべき相手を債券譲渡人から譲受人に変更する必要があるが、これには事務的負荷や資金決済によるリスク（支払日当日の譲渡による支払い先の変更等）がある。一方、信託宣言の場合、債務者は、信託受益権の転売先に関わらず引き続き当該金融機関宛てに弁済すれば良いため、こうしたリスク・コストを生じない。</p> <p>(3) 受託者が信託業務の兼営認可を受けた金融機関であり、信託の目的を「資産の流動化に関する法律」に規定される特定目的信託による場合であれば、執行免脱に対する懸念が排除できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	「信託法第１条」「資産の流動化に関する法律」		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局企画課、信用課

金融・保険・証券（３）	商事信託関連法制の見直しによる信託スキームの活用【新規】		
規制の現状	<p>信託制度の法的枠組みにおいて、以下の点で円滑な商事信託業務の妨げとなっている。</p> <p>信託法第 22 条における忠実義務は強行規定と解釈されている。自己執行義務（信託法第 26 条）に基づき、外部委託は原則禁止とされている。</p> <p>受益者多数の場合の受益者による承認および権利行使について、現行法では明確な規定がなく、通説では受益者全員の同意が必要と解釈されている。</p> <p>信託の併合・分割に関する規定が整備されていない。</p> <p>信託法上、受託者の有限責任を明記する規定がない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>以下の内容を盛り込み、商事信託に関する法制度を整備する。</p> <p>受益者の承認等、一定の要件を満たす場合に忠実義務を緩和し、受託者の利益相反行為及び利益を得る行為を認める。</p> <p>信託事務処理の外部委託を原則自由化する。</p> <p>受益者多数の場合の受益者による承認手続き、及び受益者の権利行使のルールを明記する。</p> <p>信託の分割・併合に関する規定を整備する。</p> <p>特定の信託の受託者である旨を明示してなされた取引について、当該取引債権者との関係で、責任が信託財産の範囲に限定されることを明確化する。</p> <p>（理由）</p> <p>民事信託も念頭においた信託法は、委託者保護を目的として厳格な規定を置いている。しかし、このルールを商事信託にも同様に適用することは適切でない。商事信託において柔軟な運用を認めることにより、信託業務の円滑化及び信託制度を用いた資産の流動化に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>信託法第 22 条、第 26 条、第 36 条</p> <p>信託業法</p> <p>昭和十八年法律第四十三号（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）</p>		
所 管 官 庁	金融庁、法務省	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（４）	信託業法における受託財産制限の緩和【新規】		
規制の現状	<p>信託業法上、信託会社が引受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及び其の定着物、地上権及び土地の賃借権、に限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 特許権、著作権等の無体財産権、建物の賃借権を受託可能財産として明記する。 著作権等管理事業法（第 26 条第 2 項）においては、著作権の利用許諾の外部委託が認められている。これ以外の無体財産権に関する法律についても、利用許諾の外部委託に類する規定を整備する。</p> <p>（理由） 特許権、著作権等の無体財産の経済的価値が増大しており、受託可能財産とすることは、無体財産権に基づく資金調達の多様化に資する。また、信託財産たる建物に付随する建物賃借権も合わせて信託の引受を行うニーズに対応する必要がある。 著作権管理事業については、利用許諾について管理事業者への外部委託が認められている。一方、他の無体財産権については同様の関連法令がないため、信託の受託が可能な財産とされても利用の拡大の支障となりうる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	信託業法第 4 条		
所 管 官 庁	金融庁・特許庁	担当課等	

金融・保険・証券（５）	銀行における上場した投資信託受益証券・投資証券の取扱い制限の撤廃【新規】		
規制の現状	証券取引法施行令等の改正（2002年4月1日施行）により、銀行による投資信託受益証券及び投資証券の取扱い範囲に、ETFの買付け委託の取次ぎ、及びこの買付けに係る売付け委託の取次ぎが付加された。しかし、ETFの売付けの委託の取次ぎ及び、J-REITを含む他の上場した投資信託受益証券については、依然として取扱いが制限されている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 銀行の窓口販売業務において、全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券についての取扱い制限を撤廃する。</p> <p>（理由） 不動産投資信託市場の活性化、投資家の利便性向上に資する。 ETFの売付け委託の取次ぎを行うことができないことは、顧客の利便性を損なう。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第65条第2項第4号 同法施行令第17条の3		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（６）	リース債権等の流動化に関する規制緩和【新規】		
規制の現状	<p>小口債権等を特定投資家のみを発行する場合には、３条届出は免除されている。しかし、ＡＢＳ、ＡＢＣＰを発行する場合には免除されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 特定投資者のみにＡＢＳ、ＡＢＣＰを発行する場合、３条届出を免除する。</p> <p>（理由） ＡＢＳ、ＡＢＣＰについては、96年から有価証券として発行が認められており、特定投資家に対して発行する場合に小口債権等と同様に３条届出を免除しても、投資家を害する恐れが少ない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>特定債権等に係る事業の規制に関する法律第３条、68条 同法施行規則第19条</p>		
所 管 官 庁	経済産業省、金融庁	担当課等	<p>商務情報政策局取引信用課、 総務企画局信用課</p>

金融・保険・証券（ 7 ）	ファクタリング業務に係る規制緩和【新規】		
規制の現状	<p>債権回収業に関する特別措置法において、ファクタリング会社が保有する「事業者の売掛債権を担保とする保証契約に基づく債務を履行したことにより取得した求償権」はサービサーが取り扱える対象債権となっていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ファクタリング会社を取り扱う、売掛債権の保証サービスに伴う求償権の回収をサービサーの取扱い債権に加える。</p> <p>（理由） ファクタリング会社が行う売掛債権保証業務は、中小企業にとって資金調達を円滑化する重要な手段である。当該業務では、ファクタリング会社に信用リスク負担、債権回収コストが生じる。ファクタリング会社を取り扱う、売掛債権の保証サービスに伴う求償権を、サービサーの取扱い債権に加えることで、中小企業向け債権回収事務の円滑化を図ることができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	債権管理回収業に関する特別措置法第 2 条 同法施行令第 2 条		
所 管 官 庁	法務省	担当課等	司法法制部参事官室 審査監督課

金融・保険・証券（８）	資産対応証券の取得について【新規】		
規制の現状	<p>資産対応証券は、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられ、投資家は直接当該証券を取得することができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          資産対応証券の発行時において、特定資産が不動産等であり、かつ少人数の投資家のみを対象とし、一定の要件を満たす特定資産に精通した不動産会社が当該資産についての説明を行う場合には、投資家が証券会社を通さずに、直接当該証券を取得することができるようにすること。          なお、上記の「少人数の投資家」及び「一定の要件を満たす場合」とは、以下の内容とする。          「少人数の投資家」          当該証券を取得する投資家の人数を 10 人以下とする。          「一定の要件を満たす不動産会社」          不動産特定共同事業法における資本金 1 億円以上の許可業者であり、かつ自ら当該証券を取得すること。</p> <p>（理由）          資産対応証券の発行時に、投資家自身が出資を行う不動産会社から特定資産の説明が行われることにより、投資家に詳細で十分な情報が提供される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	資産の流動化に関する法律 第 150 条の 2 資産の流動化に関する法律 第 150 条の 3		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	



金融・保険・証券（９）	開発により特定資産を取得する場合の業務開始届出時の添付書類について【新規】		
規制の現状	開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約又はその予約として請負契約書の添付が必要とされる。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>土地建物を特定資産とした場合で、かつ建築工事費相当額への出資の時期が請負契約締結後である場合、請負契約書に準ずる契約書（プロジェクトマネジメント契約書等）を業務開始届出書への添付書類とすることを可能とする。</p> <p>（理由）</p> <p>建築工事費相当額への出資については、土地取引時に出資を求め、請負契約締結後に出資を行う、という２段階に分けることにより、出資の時期を制限し、投資家保護を図ることができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>資産の流動化に関する法律第３条第３項第３号</p> <p>資産の流動化に関する法律施行規則第７条第１項第２号</p>		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（10）	「資産の流動化に関する法律」における特定目的会社の借入先の拡大 【新規】		
規制の現状	特定目的会社の借入先は、「銀行」および「適格機関投資家」に制限されている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 特定目的会社による資金の借入先に、貸金業者を追加する。</p> <p>（理由） 「特定社債等と異なり証券取引法上の投資者保護措置が及ばないものであり、借入れ制限は必要」とされる（内閣府「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」平成14年6月）。しかし、貸金業者等、一定水準以上の判断能力を有する者であれば「適格機関投資家」に含めることについては問題が少ない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	資産の流動化に関する法律第150条の6 資産の流動化に関する法律施行規則第41条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局

金融・保険・証券（11）	投資信託が投資する「特定資産」の範囲の拡大【新規】		
規制の現状	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令に定める「特定資産」の中に、匿名組合出資分は含まれるが、中小企業等投資事業有限責任組合や、これに類する外国のリミテッド・パートナーシップ等への出資持分は含まれていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 中小企業等投資事業有限責任組合、並びにこれに類する外国リミテッド・パートナーシップ等への出資持分を、特定資産に含める。</p> <p>（理由） 中小企業等投資事業有限責任組合並びにこれに類する外国リミテッド・パートナーシップ等への出資持分は、匿名組合出資持分に極めて近い性質を有しており、これらを「特定資産」に含めない合理的理由に乏しい。 中小企業等投資事業有限責任組合並びにこれに類する外国リミテッド・パートナーシップ等に主として投資する投資信託が認められれば、複数の有限責任組合、リミテッド・パートナーシップ等に投資する投資信託の設定が可能となり、投資者の選択肢拡大につながる。 金融機関の投資信託経由での有限責任組合、並びに、リミテッド・パートナーシップ等への投資拡大、ベンチャー企業に対する投資の増大に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項 同法施行令第3条第16号		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局市場課

金融・保険・証券（12）	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁【新規】		
規制の現状	<p>保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認める。</p> <p>（理由）          不動産流動化の増加を背景として、投資家のニーズは、有価証券に係る投資顧問業務に限らず、証券化された不動産にかかる投資顧問業務に多様化している。こうしたニーズに応えることで、資産流動化の促進に資する。          保険会社は不動産投資に係るノウハウを有しており、子会社を通じ、投資家に対するサービス提供の充実を図ることができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	保険業法第 106 条 同法施行規則第 56 条の 2 金融庁事務ガイドライン 1 - 4 - 1 ( 2 )		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課保険企画室 監督局保険課

金融・保険・証券（13）	銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁【新規】		
規制の現状	<p>ネットワーク上のプリペイド事業（電磁的方法による金額情報を、事業者のサーバー上に記録し、商品売買代金等の資金決済を行うこと）は、銀行法上の金融関連業務に該当せず、銀行はこれを行うことができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ネットワーク上のプリペイド事業について、金融関連業務の対象とする。</p> <p>（理由） ネットワーク上でのプリペイド事業は、現在、商品売買代金等の資金決済に利用されている。これは、銀行振込業務やクレジットカード業務と競合する業務であるので、金融関連業務として認められても問題はないといえる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（14）	銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化【新規】		
規制の現状	銀行業務の付随業務に、オフラインデビット、電子マネーが列挙されていない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務として位置付ける。</p> <p>（理由） 業務の性質は、預り金を業とする銀行業務と類似しており、付随業務として位置付けても問題はない。また、オフラインデビットは金融機関が発行主体となる電子マネーであるため、銀行法で整理することが望ましい。 全銀協ICキャッシュカード標準仕様にも規定されているオフラインデビットや、電子マネーに関しては、業界全体としての検討も本格化している。当該業務を銀行法上の付随業務として、その位置付けることにより、早期の利用者の利便性向上が図られる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	銀行法第10条、第11条、第12条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（15）	電磁的方法による決算公告の許容【新規】		
規制の現状	<p>改正商法（昨年 10 月施行）により、決算公告につき、従来の日刊新聞紙掲載による方法のほか、電磁的方法による手段も認められた。しかし、銀行法上、決算公告は日刊新聞紙への掲載によるもの（銀行法第 57 条）とされており、銀行が電磁的方法による公告を行うことができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 銀行法 57 条を改正し、電磁的方法による決算公告を認める。</p> <p>（理由） 商法改正の趣旨は、貸借対照表等の提供及び閲覧等の方法を、高度情報化が進展した現代社会に適合する制度とすることであった。しかし、改正商法が銀行の決算公告に適用されないことにより、この趣旨が阻害されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	銀行法第 57 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（16）	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化【新規】		
規制の現状	<p>証券取引法等に規定する交付書類（目論見書、取引報告書等）の電磁的方法による提供については、顧客が閲覧していたことの確認、5年間の記載事項の維持、当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、等の要件を満たす必要がある（証券会社に関する内閣府令第29条の2）。</p> <p>、の要件を満たしたかを顧客に確認する方法が不明瞭であるため、顧客専用のファイルを設けている金融機関（ネット証券等）以外では、電磁的方法による交付が普及していない。</p> <p>証券取引法上、目論見書が有効であるためには最新のものである必要がある。一方、内閣府令においては、目論見書等について5年間の記載事項維持を要件としており、これは証券取引法と不整合である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>(1)電磁的方法による交付要件、を満たしたかどうかを確認する方法を明確にする。（例えば、コールセンター等にて、顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その口頭での会話についてはコールセンター等にてテープに録音する等をもって確認できたものとする、など）。</p> <p>(2)5年間の記載事項維持要件について、目論見書のみ適用除外とする。</p> <p>（理由）</p> <p>コールセンターや対面を中心にする金融機関のホームページでも、電磁的方法による目論見書等の交付が促進される。コスト低下が販売手数料等の低下をもたらし、投信市場の拡大に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券会社に関する内閣府令第29条の2 証券取引法第15条2項		
所管官庁	金融庁	担当課等	総務企画局市場課



金融・保険・証券（17）	「資本取引に関する債権の発生等に係る報告書」の廃止【新規】		
規制の現状	<p>居住者（本邦企業）は、非居住者（邦銀の海外支店等）と為替取引を行った場合、資本取引に伴う債権の発生等に係る報告書を、日銀経由財務省宛てに提出することが義務付けられている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 資本取引に関する債権の発生等に係る報告書を廃止する。</p> <p>（理由） オンライン取引の普及により、24時間・国内外問わず為替取引が容易となった。本邦顧客が非居住者（本邦の海外支店等）と為替取引を行った場合、その都度上記の報告書の提出が必要となっている。しかし、特にオンライン取引の場合は取引の相手方の所在地を識別することが難しいため、報告者負担が大きい。このため、日本時間の夜間や休日におけるオンライン取引の阻害要因となっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第3号		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	国際局国際収支課

金融・保険・証券（18）	保険契約包括移転における移転単位の見直し【新規】		
規制の現状	<p>保険契約の包括移転においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならないこととされている。このため、既存保険会社を企業再編で分社する場合、再編形態が保険商品別分社に限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認める。</p> <p>（理由） 既存保険会社の分社の際に、顧客別、地域別等、多様な再編形態を選択することができるようになり、業界再編の促進に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	保険業法第 135 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（19）	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		
規制の現状	<p>生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          保険会社の経営破綻時に、特別勘定を100%保全する。このために、保険業法上、当該勘定に係る保険関係請求権に対しての特別先取特権の付与を行う。</p> <p>（理由）          特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に分離されており、運用成果が当該勘定に係る契約者に帰属している。従って、経営破綻時の取扱いにおいては、同資産を100%保全することが適当であると考えられるため。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>保険業法第118条          同法施行規則第74条</p>		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局信用課

金融・保険・証券（20）	発行登録制度の適用会社の拡大【新規】		
規制の現状	<p>現行の証券取引法においては、発行登録制度を利用できる会社の条件は、参照方式による届出を認められている会社とされている。株式移転により持株会社を設立した場合、発行登録制度が利用できない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 発行登録制度を、現在、組込方式が認められている会社にも拡大して認めるようにしていただきたい。 株式移転前の会社で認められていた発行登録を、持株会社でも引続き可能となるようにしていただきたい。</p> <p>（理由） 現行の証券取引法においては、発行登録制度を利用できる会社の条件を、参照方式による届出を認められている会社としているが、組込方式による会社であっても当該会社に係る企業情報が既に公衆に広範に提供されていることに変わりはなく、流通市場の取引状況等に基づいて発行登録制度の利用の可否を区分することは合理的でない。 株式移転により設立された持株会社は新設会社となるため、有価証券報告書を1年間継続して発行していることという条件を満たさず、発行登録方式による社債の継続発行ができない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>証券取引法第23条の3 証券取引法第5条第4項 企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4</p>		
所管官庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（21）	大量保有報告書の「公衆縦覧」と「公表」の位置付けの明確化【新規】		
規制の現状	<p>「大量保有報告書の公衆縦覧」が公表と認められない場合、既に大量保有報告書の公衆縦覧等を通じて買集めが公知になっているにも拘らず、買集め者の意思・都合により、関係者・一次受領者（買集め者は、恣意をもって決定を伝達することにより他人を一次受領者とすることも可能である）の株式取得を、内部者取引規制への抵触への懸念から永久に阻止し得ることともなり、商法の改正により認められた金庫株の取得が実質的に阻害される恐れがある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 証券取引法を改正して、（「公開買付報告書」等の）他の法定開示書類と同様に「大量保有報告書の公衆縦覧」を公表と認めて頂きたい。或いは、大量保有報告書により開示された情報が、施行令第30条所定の2以上の報道機関に到達していることが公知の事実であることから、大量保有報告書により開示した情報が2以上の報道機関に到達する一連の経過を、施行令第30条のいう公開と解して頂きたい。</p> <p>（理由） 財務政策の一環として金庫株取得を検討している会社が、大量保有報告書の公衆縦覧等を通じて買集めが公知になっているにも拘らず、大量保有報告書の提出を受けたことで、内部者取引規制への抵触を懸念し、金庫株の取得が出来なくなっているため、このような不合理極まりない事態の解決を図りたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第167条第4項 証券取引法施行令第30条		
所管官庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（22）	非継続開示会社の第三者割当の場合の届出書における証取法監査の緩和 【新規】		
規制の現状	現在は、「非継続開示会社の第三者割当の場合の届出書における証取法監査」は、直前2期の監査が要求される		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 「非継続開示会社の第三者割当の場合の届出書における証取法監査」で要求される監査は、直前期のみとする。</p> <p>（理由） 非継続開示会社において、募集・非募集の負担の差は大きく、結果的に募集行為回避の要因になっている。今般、役員・従業員に対するストックオプションの付与に際して、届出要件が緩和されたが、非継続開示会社株式の募集・売出についても、例えば割り当て対象が役職員に特定された第三者割当増資や、株主割当増資など、実態として私募の性格が強く流動性が低いと認められるものであれば、初回提出の届出書については、証取法監査は直前1期のみとして開示内容につき負担軽減がなされることが望ましい。</p> <p>これにより、非継続開示会社の第三者割当増資が行いやすくなり、非継続開示会社の資金調達手段の選択肢が拡大する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（23）	目論見書交付義務の弾力化【新規】		
規制の現状	<p>現状、有価証券の募集・売出しの際には、すべての投資家に対し、目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 会社（当該会社の連結対象会社を含む。）の役職員にストック・オプションを付与する場合には、目論見書交付を省略できるものとする。</p> <p>（理由） 証券取引法上の継続開示がなされている場合には、目論見書で開示されている情報は、ストック・オプションを付与される会社の役職員にとっては容易に入手可能であり、取締役、監査役、従業員に対して目論見書の交付を一律に義務付ける必要はない。また、連結対象会社の役職員にとっても、開示情報の入手は親会社役職員と同程度に容易である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法 15 条 2 項		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（24）	適格機関投資家の範囲の拡大【新規】		
規制の現状	<p>適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関と、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額 500 億円以上で金融庁長官に届出を行った者に限られる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 適格機関投資家の範囲を、たとえば有価証券報告書提出会社全体に拡大する、ベンチャーキャピタルや投資経験のある富裕な個人も含めるなど、大幅に拡大すべきである。</p> <p>（理由） 現行法上、適格機関投資家を対象とする場合には、有価証券届出書等の提出を行わずに多数の者を相手方として投資勧誘ができる（いわゆる「プロ私募」）とされているが、投資家の範囲は限定列挙されている。これを大幅に拡大することで、投資家層の拡大、多様化による私募投資の活性化に資する。たとえば、有価証券報告書を提出している者であれば、企業開示に関する知識を十分に有していると推定され、適格機関投資家として問題はない。また、プロ投資家であるベンチャーキャピタルや投資経験のある富裕な個人も対象とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>証券取引法第 2 条第 3 項 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 4 条</p>		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	



金融・保険・証券（25）	訂正発行登録提出基準の緩和【新規】		
規制の現状	<p>国内社債を発行登録に基づき発行する場合、発行の都度、発行登録追補書類を作成する必要がある。また、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の提出後、訂正発行登録書の提出が義務付けられているが、この訂正発行登録書提出後は、提出事由に応じ一定の発行登録停止期間が生じる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 取引先金融機関の名称変更など、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事由については、今後は対象から外すなど、発行登録停止事由の規制緩和を行うことを通じ、無意味な発行登録停止期間ができるだけ発生しないように資本市場の実態に合わせ、訂正発行登録提出基準を見直すべきである。</p> <p>（理由） 発行追補書類の中には、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項が含まれており、社債発行の利便性を阻害している。 見直しにより、振替社債法の枠組で整備される電子社債について、ユーロ MTN 並みの機能と使い勝手の良さが実現できることとなり、企業の資金調達の円滑化、社債市場の発展に資することができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>証券取引法 23 条の 4 企業内容等の開示に関する内閣府令 14 条の 5 企業内容等の開示に関するガイドライン 23 の 4-1,2</p>		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（26）	追補書類提出後の追補書類訂正の容認【新規】		
規制の現状	一旦提出した追補書類の訂正については、法制上の手当てがなされていないため、認められないこととなっており、追補書類提出後の発行額増額の道が閉ざされている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 一旦提出した追補書類の訂正について、市場の実勢の性質を考慮して、再度、再々度の訂正もあり得るという柔軟なスタンスで開示府令を見直すべきである。</p> <p>（理由） 募集開始後、投資家の需要が当初額より積み上がり、起債額の増額が可能となった場合でも、発行体・投資家の両者にとってメリットがありながら、現行法制上は一旦提出した追補書類の訂正は認められないこととなっており、追補書類提出後の発行額増額の道が閉ざされているため。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（27）	社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直し		
規制の現状	<p>事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収が適用される。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直しを図るべきである。</p> <p>（理由） 登録社債については、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみその受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収制度が適用されている。同じ銘柄の社債であっても源泉徴収制度の影響から、「課税玉」と「非課税玉」の2種類に市場が分断され、円滑な社債流通が著しく害されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	租税特別措置法7条		
所 管 官 庁	金融庁、財務省	担当課等	

金融・保険・証券（28）	有価証券の発行届出書及び訂正届出書の効力発生期間の短縮		
規制の現状	<p>現在、発行届出書をもって有価証券を発行する場合には、発行届出書を提出後、その効力が発生するまでに15日間の経過を要することとなっている。さらに、利率や発行価格等を記載した訂正届出書については、提出から1日を経過してから効力が発生することとなっているなど、届出書の提出から効力発生までに相当な期間を要するため、発行者が債券を機動的に発行することが困難となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） EDINETの導入に伴い、投資家は企業の社債等有価証券の発行登録といった情報を迅速かつ容易に入手することが可能となっている。こうした通信手段の発達を考慮し、届出書の効力発生期間を発行届出書については15日を7日程度に、訂正届出書については1日を即日短縮化すべきである。</p> <p>（理由） 米国においても債券を公募する際には、我が国と同様に仮条件が提示されるが、SECは仮条件を単なるインディケーションとみなしており、最終価格が仮条件の範囲外で決定されても登録の効力発生を遅らせることはない。</p> <p>また、ユーロ市場における公募起債については政府機関への届出や登録は必要ない。これらの主要市場では、引受会社は価格決定後直ちに投資家に対する販売を開始し、通常数時間のうちに完了する。</p> <p>日本の債券発行市場では、届出書の提出から効力発生までに長期間を要しているため、発行者が債券を機動的に発行することが困難となっている。当該規制をグローバル並みに近づけることによって、債券発行の際に日本市場が敬遠される要因が減少し、市場の活性化を図ることが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第8条 企業内容等の開示に関する留意事項8-1及び8-2		
所管官庁	金融庁	担当課等	企業開示参事官室

金融・保険・証券（29）	重要事実発表後の 12 時間規制の緩和		
規制の現状	<p>現行法令では、重要事実の発表後、12 時間経過しないとその事実が公表されたとみなされないため、発表以前から重要事実を知っていた者は 12 時間経過しなければ当該有価証券の売買を行うことができない。</p> <p>現在、重要事実をマスコミ公表後（又は同時に）、自社のホームページに掲載する企業も出てきているが、場合によってはホームページから情報を取得した投資家がインサイダー取引規制により処罰される可能性（マスコミ公表後にホームページに掲載された情報を、当該ホームページから取得した投資家は、内部者から直接情報を受領した一次受領者としてインサイダー取引規制の対象となる）がある。</p> <p>一方、マスコミ報道によって当該事実を知った投資家は、その時点から当該株の売買が可能である。</p> <p>こうした規制は、投資家間に著しい不公平を招くだけでなく、重要事実の発表を後場引け後にしようという誘因となり、企業のタイムリーなディスクロージャーを阻害するものとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 重要事実の公表を投資家に周知するために必要な時間を短縮すべきである。</p> <p>（理由） 情報伝達のスピードが極めて増している現代社会にあって、主として新聞公告や報道による周知を前提とした 12 時間という制約条件を課す必要はない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第 166 条第 4 項および第 167 条第 4 項 証券取引法施行令第 30 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	企業開示参事官室

金融・保険・証券（30）	株式交換等により上場廃止された会社に関する公開買付規制の緩和 【新規】		
規制の現状	株式交換・株式移転により上場廃止となった会社の株式を譲渡する場合、上場廃止後であっても公開買付規制が適用される。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 株式交換等により上場廃止された会社の株式の譲渡については、公開買付規制は適用されないものとしていただきたい。</p> <p>（理由） 公開買付規制の対象は、「有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券」等であり、有価証券報告書の提出義務が免除されるには、「当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数」が一定数未満であることを株主名簿によって確認しなければならないため、上場廃止後であっても相当期間は公開買付規制に服することになる。しかし、特に、株式交換等によって完全子会社化した後の株式譲渡について公開買付規制を適用する意味がなく、時間とコストの浪費である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法 27 条の 2、24 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（31）	自己株券買付状況報告書の様式の簡素化【新規】		
規制の現状	自己株式の取得状況については取得日ごとに、処理状況については処分等を行った日ごとに記載するものとされている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>1ヵ月合計で記入すれば足りるものとしていただきたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法 24 条の 6 第 1 項 企業内容の開示に関する内閣府令第 17 号様式		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

金融・保険・証券（32）	割引短期国債（TB）、政府短期証券（FB）の振替禁止制度の見直し【新規】		
規制の現状	TB、FBに関しては、日銀の振替決済参加者口座（自己口）から他の参加者への顧客口への振替が禁止されているため、金融機関が、他の参加者の顧客口座でTB、FBを保有できず、マスタートラスト等に国債決済業務をアウトソースできない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>TB、FBについて、参加者口座（自己口）から、他の参加者の口座（顧客口）への振替の禁止を撤廃するか、保有者が適格機関投資家であれば保有口座を問わないこととする。</p> <p>（理由）</p> <p>TB、FBを含めて、資産管理業務をマスタートラスト等の外部機関に一元的に委託することが可能とすることで、資産運用効率の向上が図られる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	日本銀行振替決済制度に関する規則第8条		
所 管 官 庁	日本銀行	担当課等	